

# ■ NAUI メンバー取引登録申込書

NAUI 送付用

以下をご確認のうえ、署名・捺印をお願いします。

株式会社ナウイエンタープライズ 御中

申込人(以下乙という)は、以下の各条項を承認のうえ、NAUI メンバーとして取引登録の申し込みを行います。

株式会社ナウイエンタープライズ(以下甲という)による審査のうえ、登録が認められない場合、何ら異議を申し立てないものとします。

(基本原則)	第 1 条	甲および乙は、相互対等・自由競争の理念と、信義誠実の原則に従い、継続的な商品の売買に関する基本的事項を定め、次のとおり本書の約定を締結し、運用を行うものとする。
(目的)	第 2 条	本書の約定は、甲が提供する商品およびサービスの安定かつ円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。
(基本約定と個別契約)	第 3 条	本書の約定に規定する内容は、本書の約定に基づき個々の取引(以下「個別契約」という)に運用し、甲および乙は、本書の約定を遵守しなければならない。
(個別契約の成立)	第 4 条	乙は、NAUI WEB サイト上において品名・仕様・単価の記載がある箇所より、数量・納入場所を所定のフォームに入力する方法により発注し、その内容を甲が受信した日を発注日とする。甲が乙に対して電子メールによる商品注文確認メールを送信する方法により承諾し、甲が所定のフォームによる注文情報を受信後 7 日以内に、乙に対し受諾拒否の申し出を行わない限り契約が成立するものとする。
(価格)	第 5 条	商品の価格は、NAUI WEB サイト上において定めるものとする。甲が必要と認めるときは、価格の改定を行うことができるものとし、改定した価格を NAUI WEB サイト上において公開した場合、それ以後の乙の注文は改定後の価格によりこれをなしたものとみなす。
(納品)	第 6 条	甲は、個別契約の成立後、別途定める発送スケジュールにより所定の量を納品するものとする。甲は商品の納品をすることができない事由が生じたときは、直ちにその事由・納品予定日・対策等を乙に申し出てその指示に従うものとする。
(検品)	第 7 条	1. 乙は、甲が納品した商品を商品到着後直ちに検品しなければならない。 2. 乙による検品の結果、商品に瑕疵がある場合、乙は商品到着後 2 週間以内にその旨を甲に通知しなければならない。この場合、甲は速やかに乙に代替品を納品し、かつ、甲の負担で瑕疵のある商品を引き取るものとする。 3. 乙が本条第 1 項の検品および本条第 2 項の瑕疵の通知を怠ったときは、不良・変質、その他の瑕疵があることが後日判明した場合においても、甲はその瑕疵について一切の責を負わないものとする。
(支払)	第 8 条	乙の甲に対する代金支払い方法は次のとおりとする。 1. 甲は、毎月末締め翌月 27 日付にて、乙の指定する金融機関の口座より、乙の購入代金の口座振替を行う。当該日が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日に口座振替を行うものとする。 2. 乙が前月の代金支払いを遅延した場合、甲は乙に対して販売の停止および一切のサービス提供を停止する。 3. 乙が支払い代金を遅延した場合、その支払うべき金額に対して年利 6% の割合で遅延損害金を甲に支払う。 4. その他、甲が認めた支払い方法による。
(商品の所有権)	第 9 条	甲が乙に売買された商品の所有権は、乙が支払いを完了するまで甲に留保される。
(機密保持)	第 10 条	甲および乙は、個別契約および本申し込みにより相互に開示された情報および営業上の情報の一切について機密を保持するものとする。
(期限の利益喪失)	第 11 条	乙は、次のいずれかの事由に該当したとき、甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとする。 1. 乙が代金の支払いを一度でも遅延したとき。 2. 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 3. 本約定上の義務に違反し、その違反が本約定の重大な違反となるとき。 4. その他、乙の信用状態が著しく悪化したとき。
(契約の解除)	第 12 条	甲は、乙が次に該当するとき、甲の催告を要せず直ちに本契約を解除できる。 1. 第三者より、財産の差し押さえ処分または保全処分を受け、または競売・破産会社更生・和議の申し立てを受け、自ら破産・会社更生・和議の申し立てをしたとき。 2. 支払い停止、支払い不能状態のとき、並びにこれに類する信用悪化状態と甲が判断したとき。 3. 乙が禁治産、準禁治産の申し立てをしたとき。もしくは、不慮の事故、やむを得ない事由、死亡などにより契約を継続することが困難と甲が判断したとき。 4. 本書の約定・個別契約・付属契約に違反し、甲の改善指示に従わないとき。 5. その他、消費者との紛議など、甲が取引を存続することが適性でないと認められるような事由が発生したとき。
(合意管轄)	第 13 条	本契約について争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
(本約定の有効期間)	第 14 条	本約定の有効期間は、登録日からその年の 12 月末日までとする。ただし、期間満了 1 か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示のないときは自動的に 1 年ずつ更新する。
(協議事項)	第 15 条	本書の約定に定めのない事項およびこの約定に疑義が生じたときは、甲乙協議して取り決めるものとする。

(本人署名欄)

年	月	日
申込人(乙) : 住所		
署名		印